

令和 5 年 第 3 回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和 5 年 3 月 6 日（月） 午前 9 時 08 分～11 時 09 分

2. 開催場所 福富ゆうあい館 多目的ホール

3. 出席委員（36 人）

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員
16 番 江口和広 委員	17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員
19 番 森 邦之 委員	20 番 有田勝也 委員	21 番 川崎敏樹 委員
22 番 中村康則 委員	23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員
25 番 岩石 学 委員	26 番 川崎照子 委員	28 番 片淵秋正 委員
29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員
32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子 委員
35 番 一ノ瀬美佐子 委員	36 番 津田裕之 委員	37 番 片淵久司 委員

4. 欠席委員（1 人）

27 番 田口千津子委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 2 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 4 農地法第 5 条許可申請の取下願いについて
- 5 令和 5 年白石町農用地利用集積計画（3 号）の承認決定について
- 6 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
- 7 農地の買受適格証明願（耕作目的）について
- 8 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）の承認について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 あっせん申し出の取下げについて
- 3 形状変更届出について
- 4 農地法における下限面積について
- 5 農地パトロールの報告

業務連絡事項

- 1 令和 5 年第 4 回農業委員会総会の日時及び場所

日時・場所…令和 5 年 4 月 5 日（水）9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室

2 水田の畑地化促進・補助事業の制度について（農業振興課から概要説明）

3 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久原正好

課長補佐兼農地農政係長 石田善人

農地農政係長 川崎正己

7. その他出席職員

農業振興課 課長補佐 片渕英昭

農政係 橋本丈英

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和 5 年 3 月第 3 回白石町農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日は業務連絡後、畑地化促進事業というのがありまして、担当の農業振興課から説明をしていただくようにしております。

それでは、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、27 番 田口千津子委員から欠席の届けがあっております。

ただ今の出席委員は 37 名中 36 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。

それではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、28 番 片渕秋正委員、29 番 香月藤芳委員を指名いたします。

= 議案番号第 44 号 =

議長 それでは、1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 44 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 44 号、議案書は 1 ページです。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望で、総額〇〇円、10 a 当たりの対価は〇〇円です。

また、株式会社〇〇につきましては、農地法による農地所有適格法人に該当し、農地の所有が認められている法人でございます。

議案の位置図は、1 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 2 月 27 日に事務局と譲渡人、譲受人立ち合いの上で、現地

確認を行いました。

譲受人は現在、武雄市の北方町の方で、町境にいらっしやいまして、米、麦、胡瓜、野菜など約 11ha の規模で営農されている農地所有適格法人です。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。

ただ、ここは山で傾斜がついていて、現在、雑種地のような放棄をされて、立ち木等が伐採されているということでございます。ここを、どうして、畑とされるのですかと尋ねました。すると、自分で機械等を所有していて、きれいに平地にして、畑として、作付けをしていきたいということでございましたので、問題はないと判断したところでございます。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番、〇〇です。

今、〇〇さんのほうから説明がありましたが、元々、私、圃場整備の時に、圃場整備して、トレンチャーまでしたのですが、下のほうは、50 cm 掘ると木の葉とか出てきたのですが、ここを畑にされるのですか。

○番 その点は、ユンボとかいれて、全部起こして、高いところの土を、その下のほうにやると、そして、今、パクチー等作っておられますので、パクチー等を作付けしたいと言っておられました。

○番 私が何を言いたいかというと、その方が、土地の状況を承知の上で、これだけの面積を買い求められるのかなと思ひまして、もし、重機あたりで、やり始めて、素人がしたら、天井あたりまで、沈んでしまいます。わかった人でないと。

○番 ○〇さんは、圃場整備に携わっておられたということであれば、ご存じだと思いますが、山沿いにずっと道路がはいってまして、道路の下は圃場整備の区域中でしたが、その上ですが、基本的には山です。なので、沈むとかなんとかではなく、木の根っこことかがありますので、重機をいれて整地をしないと、とてもじゃないけど畑として利用できる現在の状況ではございませんので、私も山で石とかなんとかどうされますかと尋ねました。そういったものは私慣れているので、そういったものは全部除いて整地をして、畑としてパクチー等を植えたいということでしたので、それ以上の聞き取りはしておりません。

○番 では、圃場ではないですね。

○番 基本的には圃場ではございません。山です。道の上ですから。

○番 はい。わかりました。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 44 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 44 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 45 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 45 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書の 2 ページ、議案番号第 45 号です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、①大字遠江字谷籠〇〇番につきましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地、②〇〇番につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①は既存の施設の拡張、②は農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、2 ページから 3 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、〇〇委員。

委員 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 2 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農家住宅の一部、駐車場、庭、苗箱置場、農業用資材倉庫、農業用機械倉庫、農業用資材置場の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 45 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 45 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 46 号 ＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 46 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 3 ページ、議案番号第 46 号。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、4 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の〇〇です。
地元農業委員として 2 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。
今回は、一般住宅、駐車場を目的とする申請です。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接宅地所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 46 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 46 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 47 号 =

議長 続きまして、議案番号第 47 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 47 号。権利の種類は、所有権移転、贈与です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分について第 3 種農地。
農地区分の該当事項について、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、〇〇委員。

委員 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 2 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。
今回は、庭として宅地の拡張を目的とする申請です。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地所有者、耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 47 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 47 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 48 号＝

議長 続きまして、議案番号第 48 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 4 ページ、議案番号第 48 号。
権利の種類は、賃借権設定です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分について第 3 種農地。
農地区分の該当事項について、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 2 月 27 日に事務局と借受人である株式会社〇〇、代表取締役〇〇氏の立会いのもと現地確認を行いました。

今回の申請ですが、事務所及び作業場を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、隣接宅地の所有者、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから問題ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 48 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 48 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 49 号 ＝

議長 続きまして、4. 議案番号第 49 号「農地法第 5 条許可申請書の取下願いについて」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 49 号。権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示から事業又は施設の概要については、議案書のとおりです。

取下理由についてですが、この案件は、本年第 2 回総会の議案第 29 号において上程し、承認をいただいておりますが、その後、駐車場整備計画の一部を変更したいとの申し出がありまして、一旦今回、5 条許可の取下げをなされるものでございます。

また、事業計画が固まった後に再度、転用申請を提出される予定であります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。
議案番号第 49 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成と認め、議案番号第 49 号は申出どおり知事に進達することに決定します。

＝ 議案番号第 50 号 ＝

議長 続きまして、5. 議案番号第 50 号「令和 5 年白石町農用地利用集積計画（3 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 50 号の「農用地利用集積計画（3 号）の承認決定について」ご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 6 件となっております。

詳細は 1 ページ目をご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2 ページから 3 ページに相対での設定が 15 件、4 ページから 8 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 42 件、合わせて 57 件の計画が提出されており、賃借権設定が 53 件、使用賃借権設定が 4 件となっています。

区分の内訳として新規が 24 件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが 13 件ありました。再設定は 20 件でした。

今回の利用権の総面積は 345,631㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、すべて個人によるもので、農地中間管理機構によるものが 42 件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、63 件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
まず、所有権移転について審議します。
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 50 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 50 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 利用権設定について審議します。これについては、議事参与の制限がございます。○番、〇〇委員につきましては、該当する整理番号で発言を控えて頂きます。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 50 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 50 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 51 号 ～ 議案番号第 57 号＝

議長 続きまして 6. 「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 51 号から議案番号第 57 号、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 51 号から議案番号第 57 号でございます。議案書 5 ページ。

農地の売渡し希望、議案番号第 51 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、大戸下の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、10 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 52 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、中廿治の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、11 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 53 号。

申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。
申請理由は、資金が必要のための農地処分でございます。
議案の位置図は、12 ページから 13 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 54 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

議案書 6 ページ、議案番号第 55 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。
申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。
議案の位置図は、15 ページをご覧ください。

議案番号第 56 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、遠江掬の〇〇氏です。
申請理由は、高齢のための農地処分でございます。
議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

議案番号第 57 号。
申出農地は、議案書のとおりです
あっせん申出者は、南区の〇〇氏、西分四号の〇〇氏、南区の〇〇氏、それぞれ
の持分は 3 分の 1 ずつです。
申請理由は、資金が必要のための農地処分でございます。
議案の位置図は、17 ページから 18 ページをご覧ください。

以上、議案第 51 号から議案第 57 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 51 号から議案第 57 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 51 号から議案番号第 57 号まで、事務局の説明が終わりました。あっ

せん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 51 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 52 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 53 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 54 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 55 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 56 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 57 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 51 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 52 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 53 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 54 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 55 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 56 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 57 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

事務局の担当の職員をお願ひします。

事務局長 議案書に書いておりますけど、確認で読み上げたいと思います。議案番号第 51 号は〇〇、議案番号第 52 号は〇〇、議案番号第 53 号は〇〇、議案番号第 54 号は〇〇、議案番号第 55 号も〇〇、議案番号第 56 号は〇〇、議案番号第 57 号は〇〇でございます。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 あっせん委員になられた方は、よろしくをお願いします。

＝議案番号第 58 号＝

議長 続きまして、7. 議案番号第 58 号「農地の買受適格証明願（耕作目的）について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 58 号、議案書 7 ページです。農地の買受適格証明願（耕作目的）です。

申請農地から願い出者については、議案書のとおりです。

申請の事由は、競売参加のためでございます。

議案の位置図は、19 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 58 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 58 号は当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 59 号＝

議長 続きまして、8. 「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）の承認について」を議題といたします。議案番号第 59 号を事務局に説明を求めます。

事務局 議案 7 ページ、議案番号第 59 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）の承認について」をご説明いたします。

事務局 議案番号第 59 号、資料につきましては 8 ページ目から 10 ページ目となります。
令和 5 年度の最適化活動の目標の設定等の（案）を記載しております。制度改正によりまして、各農業委員会につきましては、農業委員会が活動を行う区域内の農地等の最適化の推進の目標を、前年度の 3 月まで、令和 5 年度分であれば、今年の 3 月までに農業委員会の総会にお知らせをすると定められています。農業委員会の総会で、お諮りをした分について、4 月、早急に県に報告をしなければならないと定められております。

また、活動の実績につきましては、農業委員会、農業委員さん等の透明性を確保するために、実績についても、公表をしなければならないと、法律で定められております。

今回、お諮りをする目標を基に、国のほうから農業委員皆様方の活動に必要な経費も、達成度合いに応じて支給をされることとなります。

資料の 8 ページ目ですが、これは農業委員会の状況ということで、現在、農業委員が 37 名いらっしゃいます。その中に、認定農業者が 19 名、女性の委員さんが 4 名、40 歳台以下が 1 名、中立委員ということで、農業に携わっていない中立な委員さんが 2 名ということで、記載しております。ここに、合計すると 26 名になりますけれど、残りの 11 名につきましては、認定農業者ではないけれど農業を営んで、地域から推薦をされた農業委員さんとなるかと思っております。

続きまして、9 ページ目ですけれども、最適化活動の目標ということで、現在の農地の集積率を計上させていただいております。今現在、集積率が 92.9%ということで、今年の計画が、はっきり覚えていませんが 94.何%あったと思っておりますけれど、今現在、集積率は 92.9%ということで、若干集積率のほうは落ち込んできている状況となっております。

目標につきましては、令和 9 年度、集積率は、若干ですが、ずっと下がってきておりますので、90%を目標としますと計上させていただいております。国の最終的な集積率は、80%以上となっておりますので、当町としましては、集積率もちゃんとカバーできるかなと考えております。

次が遊休農地の解消ということで、現在ここの計画上、遊休農地はないということで、計上させていただいております。先月、農地パトロールを実施させていただいて、遊休農地になるような恐れのある農地については、各農業委員さんに確認を行っていただいておりますけれども、ここに記載している分につきましては現在、文書等を出して経過観察中ということになりますので、ここに記載する分については、0 ということで記載をさせていただいております。

10 ページになりますけれども、新規参入、新しく農業のほうに参入をしていただく方を、目標ということで計上しております。ここで、新しく農地を借りたい、買いたいという方が、新しい農業者、認定新規の方のこういう農地がありますよという面積については、20ha ということで、目標を設定いたしております。この 20ha

については今現在、あっせんのほうで多くの農地の申し出がっておりますので、その農地の一部を紹介するよということで記載をしております。

簡単ではございますが、目標の設定の説明は以上となります。

議長 事務局の説明が終わりました。
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番、〇〇です。
今、事務局の説明で、集積率の話があったのですが、下がっているという理由がわかりますか。

事務局 集積率が今、下がっているという話をさせていただきましたけれども、現在、農業法人、集落営農の法人等から、脱退される方がかなり出てきている状況で、おそらくですが、脱退された方が認定農業者の資格を持たれていないということで、普通の農家さんになったということで、集積率が下がってきているのではと、事務局では考えております。以上です。

○番 はい。わかりました。

議長 ほかにないですか。

○番 ○番の〇〇です。
最後のほうで、②目標で、新規参入者等への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が分からないのもう一回説明をお願いします。

事務局 ここで言う公表する農地の面積ですけれど、新しく農業に参入をされる方々に、こういう農地がありますと、公表をしなければならいと定められております。
現在、農業委員会では、あっせんの受付ということで買いたい、売りたいという申し出が、かなりっておりますので、その面積を新しく農業をしたいという方に、こういう農地がありますよということで公表する面積ということで、ここで20haと計上いたしております。以上です。

○番 20haですね。平らに言えば20町ということでしょう。どこにあるのですか。

事務局 これはですね。事務局のほうで、あっせんの台帳がありますので、ここで、図面上でお示しをすることはできませんが、台帳上で農地を売りたい、貸したいという方の面積は、把握いたしている状況であります。

○番 農業委員としては、農地が耕作放棄地にならないように、守秘義務はありますので、こことここは空いていますよとだけいただければ、積極的にしてあげたいで

すが、そういうことは事務局としてはできないということですか。

事務局 あっせんの申出があっている面積、どういうところにあるということを公表してくれという質問かと思います。

毎月の各総会の折に、その月々にあっせんの申出の一覧をお示ししているつもりでございます。その分の集計した分をとということかと思いますが、前向きに検討させて頂きたいと思います。

○番 はい。わかりました。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 59 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 59 号は当委員会で承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 あっせん申し出の取下げについて
- 3 形状変更届出について
- 4 農地法における下限面積について
- 5 農地パトロールの報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

(令和 5 年 第 4 回農業委員会総会の日時及び場所)

- 1 日時・場所 … 令和 5 年 4 月 5 日 (水) 9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室

2 水田の畑地化促進・補助事業の制度について（農業振興課から概要説明）

事務局長 先日、2月28日に福富ゆうあい館において、水田の畑地化促進・補助事業の制度の説明会がありました。

これは、水田活用直接支払い交付金、いわゆる転作補助金の交付ルールの変更や新規事業の畑地化促進事業についての説明会であります。

この制度変更等については、対象水田の賃借料や、売買価格に影響を及ぼすと思われるので、農業委員皆様方におかれましても理解していただきたいと思い、農業振興課に説明をしていただくようお願いをしたところです。

また、この事業については、国により実施されるものでありますので、事業内容や制度に対する是非、ご意見などおありになるかと思いますが、本日は、その内容についての説明という事をお願いしたいと思います。

それでは、農業振興課の片渕補佐、橋本が来ております。よろしくお願いたします。

（農業振興課から説明）

事務局長 説明が終わりました。事業の内容などについて、ご質問があったらお願いします。

（質疑なし）

3 その他 …

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前11時44分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員